

■ 令和3年度 新潟市農業振興地域整備審議会 小委員会 会議録

日時：令和3年9月29日（水）午後2時から

場所：市役所ふるまち庁舎 4階402会議室

（司 会）

定刻になりましたので、ただいまより、新潟市農業振興地域整備審議会小委員会を開催いたします。本日、司会を務めます、農林政策課課長補佐の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。本審議会は公開することとされていることから、報道機関と一般の傍聴が可能となっておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。次に、本日の終了時刻は午後3時を予定しておりますので、円滑な会議運営にご協力をお願いします。それでは、本日は委員8名全員のご出席により、審議会規則第5条第2項により会議が成立したことをご報告いたします。開会にあたり、農林政策課長の齋藤よりご挨拶いたします。

（農林政策課長）

齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ当小委員会にお集まりいただきありがとうございます。また、日頃より本市の農業行政へのご理解、ご協力につきまして、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、本日の小委員会につきましては、秋葉区と西蒲区において、農業振興地域の除外面積が1ヘクタール以上の案件が生じる予定であることから開催させていただきました。秋葉区及び西蒲区いずれの議事につきましても、農業の振興を図ることが必要な地域について、優良な農地の確保や農業の振興、農村の整備を計画的に推進するための重要な計画に関する事項です。

委員の皆様の各方面のご経験などを基に、忌憚のないご意見をいただきますようお願いして、開会のあいさつとさせていただきます。改めまして、本日はよろしくお願いいたします。

（司 会）

それでは、杉本会長から議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

（杉本会長）

一言ご挨拶させていただきます。私ら農村の方では、あと一部を残して稲刈りが終わります。

すが、今年は米の値段がだいぶ下がりました、非常に皆さんショックを受けている状態です。私らが米を作っていると、実際自分に入るお金はいわゆる労賃です。1俵に1,800円下がりますと、1俵から実際に入ってくる労賃というのは、今まで2,500円かそれくらいですが、そこから1,800円下がるわけですので、だいぶ下がるということです。1時間あたり10アールあたり22時間位の作業時間で米を作るわけですけど、時給に直すと去年までは1,150円位だったのが、今年は450円位になります。どうしたものかという風になっています。今日の会議と直接関係はないのですが、本当に困ってしまっていて、ついつい話をしてしまいました。

それでは、議事に入りますので、よろしくお願ひいたします。

議事録署名委員に関しまして、会長が指名することになっております。本日は、若山委員と小柳委員のお二方にお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、若山委員と小柳委員、よろしくお願ひします。

それでは、次第に沿って、議事を進行いたします。円滑な進行を務めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

まず、次第の3、議事(1)小委員会について、事務局から説明をお願いします。

(農林政策課企画管理担当)

農林政策課の工藤と申します。私から小委員会について説明させていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。この資料は、この小委員会の委員の名簿です。小委員は農業振興地域整備審議会の委員と同様に、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで委員の委嘱がされています。小委員は8名で構成され、今回の委員では初めての開催となります。

次に、資料1-2をご覧ください。小委員会に関する所掌事務について簡単に説明させていただきます。この資料のおもて面は、農業振興地域整備審議会の根拠となる規則を抜粋したものです。四角で囲んだ第7条にあるように、「審議会は、その所掌事務に係る軽易な事項について、調査審議するために小委員会を置く」とされており。次に裏面をご覧ください。こちらは審議会の運営要綱です。こちらでも四角で囲まれた部分、第2条ですけども、この小委員会の所掌事務となります。今回の開催は、第2条(1)、1か所あたり1ヘクタール以上10ヘクタール未満の農用地区域からの除外に該当し、秋葉区の除外事案が約4ヘクタール、西蒲区の除外事案が約3ヘクタールであることから、小委員会を開催し、皆様からご審議いただくものとなります。簡単ではありますが、説明は以上です。

(杉本会長)

それでは、次第3、(2) 審議事項の①新津農業振興地域整備計画書のうち農用地利用計画等の変更について、秋葉区から説明をお願いします。

(秋葉区産業振興課長)

皆様、お疲れ様でございます。秋葉区産業振興課長を務めております堀内でございます。大変お世話になっております。本日は貴重なお時間を頂戴しまして、誠にありがとうございます。秋葉区において、病院及び介護老人保健施設の移転新築に伴う、農用地利用計画の変更の申出がありましたので、内容について説明させていただきます。

恐れ入ります、資料2-1をご覧ください。はじめに、「1 変更の概要」についてです。当申出は、病院及び介護老人保健施設の移転新築であり、農業振興地域の整備に関する法律、第13条第2項に該当することから、今回、農用地区域から除外するものです。除外箇所は、秋葉区程島字萱ノ中1947番1外44筆です。

資料2-2、A3縦版の「変更箇所位置図」をご覧ください。赤丸で囲まれたエリアが程島地区で、赤線で囲まれた場所が、移転新築用地です。国道403号新津バイパス、及び新潟市水道局秋葉事業所に隣接した農用地区域の外縁部となります。また、秋葉区役所や新潟市消防局秋葉消防署にも近接しております。

続きまして、資料2-3、A4の縦版になります「詳細図」をご覧ください。赤線で囲まれた開発区域は45,421.35㎡でございます、この内訳は病院敷地37,583.94㎡、新潟市道として移管する道路面積7,837.41㎡でございます。赤線で囲まれた区域のうち、黄色に塗られた農用地区域からの除外面積は40,188.59㎡でございます。

続きまして、最初の資料に戻っていただきまして、資料2-1の「2変更理由」です。申出者は、昭和35年設立のC保健センターが前身です。その後、D保健センター、E診療所の開設を経て昭和58年、現在地に開院しました。現在、24の診療科目と一般病床を含む174床を設置した総合病院として、第一次及び第二次救急医療機能を有し、秋葉区唯一の腫瘍センターを持ち、癌化学療法や免疫細胞療法を行う等、当該地域医療になくてはならない重要な医療機関となっております。介護老人保健施設は、家庭での療養や介護が困難な方や寝たきりの方、認知症の方の自立と家庭復帰を支援する施設であり、平成7年に開設されました。病床数は100でございます。移転の背景として、高齢者の診療は、総合診療科を中心に多くの専門科による対応が不可欠ですが、現状は外来スペースが狭く、外科、整形外科

などの外科系の診察にも支障をきたしておるとのことです。また、高齢者の診療科科目を重複して受診する際にも、待合いや通路は、車いすの対応がなされておらず、昨今の感染症対策を考慮すると、外来・入院診療に一定の空間確保が不可欠ですが、既存病院は築後約40年経過しており、建築構造的な制約から、これ以上医療の質と機能を高めることができないという状況であります。さらに、介護老人保健施設についても、約26年経過しており、老朽化やプライバシー保護、感染対策上の問題等があり、現施設での対応が難しい状況にあります。既存建物での耐震診断では、判定値に低い項目もあり、外来患者等の駐車スペースも足りない中、敷地内での建て替えは困難であり、区民や近隣区市町村住民の、医療と健康を守り、最新の医療を提供し治療・療養環境を高めていくため、移転するものであります。

位置選定にあたっては、同じ区内にあるF病院との連携や地域カバー範囲を考慮のうえ、新津西部地区に建設できること、幹線道路に面し、救急車両の搬送、患者及び通院等の交通アクセスに支障がないこと、等の立地条件により絞り込みを行い、やむなく当該地を選定したものであります。

病院施設の規模については、医療法・介護保険法等への対応による施設基準の適合はもとより、災害発生時には、行政や地域と協力し防災拠点となりうる施設の構築であり、適正な面積で整備を行うことから、妥当なものとして判断されます。

なお、新潟県新潟地域振興局担当課とは協議を進めております。

最後に、裏のページ「4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況」です。国営阿賀野川用水農業水利事業が該当しますが、農水省北陸農政局から支障のないことを確認しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(杉本会長)

ただいまの説明について、ご質問等ありませんか。

(質疑なし)

ないようですので、次に、次第の3(2)審議事項の②中之口農業振興地域整備計画書のうち農用地利用計画等の変更について、西蒲区から説明をお願いします。

(西蒲区産業観光課長)

私、西蒲区役所産業観光課課長の渡部と申します。本日はお時間頂戴いたしましてありがとうございます。

資料3-1をご覧ください。西蒲区中之口地域で産業導入地区の拡張に伴う農用地の除外申請があり、このたび内容について説明させていただきます。

はじめに、産業導入地区について少し説明をさせていただきます。産業導入地区とは、農村地域において計画的な土地利用を行うことにより、企業の立地を促進し、新たな雇用を創出して、兼業農家の収入の安定が図られることにより、農業と他産業のどちらも発展できるように計画されたものです。以前までは工業等導入地区と呼ばれていましたが、平成29年に法律が改正され、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」と名称が変わり、それに伴い地区の呼び名も、農工団地から産業導入地区に変更されました。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。中之口地域の実施計画の概要をご覧ください。背景についてでございます。旧中之口村において、農村地域工業等促進法に基づき、4つの農工団地を作りました。

資料が飛びます。資料3-3の地図をご覧ください。こちらが、中之口地域の全体図となっています。現在、4か所すべての企業が進出しています。新規参入も既存企業の拡張もできない状態となっています。左上から順に、打越第2地区、打越西部地区、打越第1地区、小吉地区の位置がそれぞれ示されています。一番下の赤丸で囲まれた部分が、今回拡張する小吉地区で、青い部分はその予定地となっております。

地図は以上でございます、先ほどの資料3-1にお戻りください。実施計画変更の必要性についてです。小吉地区に立地する2つの企業から新潟市に対して、既存敷地の隣接地へ拡張したいとのご要望がありました。A社につきましては、精密熔接加工等の製造分野で高い技術を有しており、発注企業から増産を求められておりますが、現在の工場だけでは生産が追い付かない状態であり、敷地の拡張を希望しております。また、B社については、食肉加工における高度な技術を使いながらのチルド・フローズンの温度帯に対応した加工技術を有しております。新規の冷凍生産設備を入れて増産可能な製造ラインの構築が急務であり同じく現在の工場では生産が追い付かないということで敷地の拡張を希望しております。2社共に工場増設に伴い、雇用の拡大も計画しております。魅力ある就業機会を創出することができ、兼業農家の経営の安定や、農家若者層の地元への定住促進も見込まれると判断し、産業導入地区の拡張が必要と判断しました。

3の小吉産業導入地区の現状及び計画図についてです。現在この地区には、5つの業者が立地しております。計画図をご覧ください。今回計画している産業用地面積はA社で27,050㎡、B社で5,090㎡で合計32,140㎡です。拡張面積規模につきましては、産業導入地区の考え方をもとに、業種や雇用期待従業者数に基づき算出いたしますと、企業が希望している面積の範囲内ということで、過大な面積ではないと言えます。なお、県の担当課とも協議を行い、今回の面積は適正な面積で問題ないという回答を得ております。

資料3-2をご覧ください。今回の変更理由について説明いたします。農業振興地域の整

備に関する法律第10条4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条3号ならびに第8条2項1号の規定により、農村地域への産業の導入の促進に関する法律に掲げる施設は、農用地等とすることが適当な土地ではないとされていることから、今回、農用地区域から除外することになります。除外箇所については、裏面に一覧を載せております。合計32,140㎡が除外される面積となります。農道及び用排水路の廃止につきましても、管理者である西蒲原土地改良区にも了承を得ております。

なお、今回の変更につきましては、令和3年中に新潟県から計画の同意が得られるよう手続きを行ってまいります。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

(杉本会長)

ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

(質疑なし)

しばらくして、ないようですので、よろしいでしょうかね。

それでは、次第4 その他に移ります。事務局から何かありますか。

(農林政策課長)

特にありません。

(杉本会長)

その他、皆様から何かありませんか。

(質疑なし)

ないようですので、予定されていた議事は終了いたします。会の進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(司 会)

ありがとうございました。杉本会長におかれましては、円滑な会議の進行をいただきまして、大変ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、ご多忙中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これもちまして、新潟市農業振興地域整備審議会小委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。